

○財務省告示第四号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がベトナムについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十一年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月十四日から適用する。

平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十一年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前

〔略〕

〔略〕	三十一	〔略〕	二十	〔略〕	十	〔略〕	関税暫定措置法施行 令別表第一の項名
〔略〕	四五、〇〇〇立方メートル	〔略〕	〇トン	〔略〕	〇トン	〔略〕	輸入基準数量

〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	関税暫定措置法施行 令別表第一の項名
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	輸入基準数量

備考 表中の「」の記載は注記である。